

公立大学法人滋賀県立大学ハラスメントの防止等に関する規程

平成21年4月1日
公立大学法人滋賀県立大学規程第132号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則第38条第2項、公立大学法人滋賀県立大学契約職員就業規則第38条第2項および公立大学法人滋賀県立大学非常勤職員就業規則第25条第2項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学(以下「本学」という。)におけるハラスメントの防止および排除のための措置ならびにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置(以下「ハラスメントの防止等」という。)に関して、必要な事項を定めることにより、本学における職員および学生等の人権の擁護を図り、もって人事の公正の確保、職員および学生等の利益の保護、職員の職務能率の発揮ならびに学生等の良好な就学環境の確保をすることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントおよびパワー・ハラスメントをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 役員、職員、学生等および関係者が、他の役員職員、学生等および関係者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (3) アカデミック・ハラスメント 教員がその職務上の地位または権限を利用して他の教員または学生等に対して行う研究もしくは教育上または就学上の不適切な言動をいう。
- (4) パワー・ハラスメント 役員および職員が職務上の地位または権限を利用して他の職員に対して行う就労上の不適切な言動をいう。
- (5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員等の就労上または学生等の就学上の環境が害されることおよびハラスメントへの対応に起因して職員等が就労上または学生等が就学上の不利益を受けることをいう。
- (6) 役員 法人の理事長、副理事長、理事および監事をいう。
- (7) 職員 本学の教員、事務局職員、契約職員、非常勤職員、委託または派遣等により本学において就労する者をいう。
- (8) 学生等 本学の学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生等本学において就学する者をいう。
- (9) 関係者 学生等の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者および客員研究員等本学において研究等を目的に滞在する者をいう。
- (10) 部局長等 各学部長、全学共通教育推進機構長、図書情報センター長、地域共生センター長、環境管理センター長、産学連携センター長および学生支援センター長をいう。

(役員、職員および学生等の責務)

第3条 役員および職員は、この規程および「ハラスメントの防止等のために公立大学法

人滋賀県立大学役員および職員が認識すべき事項についての指針」に従い、ハラスメントをしないよう注意しなければならない。

- 2 学生等は、ハラスメントをしないよう注意しなければならない。

(理事長の責務)

第4条 理事長は、本学のハラスメントの防止等に関する総括とともに、役員、職員および学生等に対して、この規程の周知徹底を図り、啓発活動および必要な研修を実施するものとする。

(役員および部局長等の責務)

第5条 役員、部局長等および職員を監督する地位にある者は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止および排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、職員および学生等の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること
- (2) 職員および学生等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントまたはハラスメントに起因する問題が本学に生じることがないよう配慮すること

(委員会等)

第6条 前3条に定める責務は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第14条第1項第6号の規定に基づき置かれる人権問題委員会が、これを補完する。

- 2 ハラスメントに関する苦情の申出および相談に対応するため、ハラスメント相談員を置く。
- 3 委員会等に関して必要な事項は、別に定める。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 役員、部局長等およびその他の職員は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員または学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人滋賀県立大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程は、廃止する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。